景品関係

一、有限会社名古家に対する件

昭和五五年（排）第六号

排除命令

名古屋市中村区鳥居通四丁目一七番地

有限会社　名古家

右代表者　代表取締役　門田朝晴

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　有限会社名古家は、一般消費者を対象に昭和五五年四月二六日から同年六月八日までの期間において、「店内いずれか一万円以上お買上げの方に抽選券一枚進呈グアム旅行が当たる」と称して行った懸賞による景品類の提供が、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和五二年公正取引委員会告示第三号）第二項及び第三項の規定に違反した旨を、速やかに公示しなければならない。この

公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　同社は、今後、前記制限告示第二項及び第三項の規定に違反して景品類を提供してはならない。

また、同社は、今後一年間、一般消費者を対象に、前記制限告示第一項第一号又は第二号の方法により景品類の提供を行うときは、あらかじめ、当委員会に届け出なければならない。

三　同社は、第一項に基づいて行った公示について、速やかに、文書をもって、当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　有限会社名古家（以下「名古家」という。）は、肩書地に本店を置き、紳士服等の小売業を営む事業者である。

二　名古家は、一般消費者を対象に、「店内いずれか一万円以上お買上げの方に抽選券一枚進呈グアム旅行が当たる」と称し、昭和五五年四月二六日から同年五月一八日までを期間とし、期間中に紳士服等を購入した者に対し、購入額一万円ごとに抽せん券一枚を与え、抽せんにより、特賞グアム島旅行三泊四日（一〇万円相当）八本、一等カラーテレビ（五万円相当）八本、二等ラジオカセット（二万九八〇〇円相当）八本、三等自転車（一万五〇〇〇円相当）一〇本、四等一万円の商品券二〇本、以下七等まで総額二一九万一九〇〇円相当の景品類を提供することを企画し、この企画を実施した。

また、同社は、前記企画の実施期間を、昭和五五年五月一九日から同年六月八日まで延長することとし、これを実施した。

三　名古家の前記懸賞に係る取引の価額は一万円であるから、懸賞により提供することができる景品類の最高額は一万円である。したがって、前記景品類のうち、特賞から三等までの景品類の価額は、この限度を超えるものであ

る。

また、前記懸賞に係る取引の予定総額は三、〇〇〇万円であるから、懸賞により提供することができる景品類の総額は六〇万円である。したがって、前記景品類の価額の総額は、この制限を超えるものである。

法令の適用

前記事実によれば、名古家の行為は、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」第一項第一号に該当する方法による景品類の提供であって、同制限告示第二項及び第三項の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

昭和五五年一〇月二九日

公正取引委員会

委員長　橋口　收

委員　熊田淳一郎

委員　野口一郎

委員　後藤英輔

委員　平田胤明